# 北広島市地域防災計画
# (一般災害対策編・地震災害対策編)

## 新 旧 対 照 表

令和６年　月

# 一般災害対策編

# 北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>理　由</th></tr>
<tr><td>4</td><td>第５節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱<br><table><tr><th colspan="2">５　北海道教育委員会</th></tr><tr><td>北海道教育委員会</td><td>(1)　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。<br>(2)　文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。</td></tr></table></td><td>第５節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱<br><table><tr><th colspan="2">５　北海道教育委員会</th></tr><tr><td>北海道教育委員会</td><td>(1)　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。<br>(2)　文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。<br>(3)　公立学校における防災教育に関すること。</td></tr></table></td><td>北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>公立学校における防災教育に関する取組を行っていることから記載を追加（北海道）</td></tr>
<tr><td>16</td><td>7　現地災害対策本部<br>（３）災害警戒本部の構成等<br>災害警戒本部の構成は、副市長、防災危機管理室長、総務部長、企画財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、子育て支援部長、建設部長、消防長、水道部長、教育部長その他副市長が指名する職員とする。各部の細部編成については、各部長がその都度示す。</td><td>7　現地災害対策本部<br>（３）災害警戒本部の構成等<br>災害警戒本部の構成は、副市長、総務部長、企画部長、財務部長、市民環境部長、保健福祉部長、子育て支援部長、建設部長、消防長、水道部長、教育部長その他副市長が指名する職員とする。各部の細部編成については、各部長がその都度示す。</td><td>組織改編に伴う修正削除（防災危機管理室長を削除、企画財政部長→企画部長、財務部長に修正）（北広島市）</td></tr>
<tr><td>17</td><td>2　警戒・非常配備体制の活動要領<br>（１）動員の方法<br>ア　本部事務局長（防災危機管理室長）は、本部長の非常配備決定に基づき本部員（各部長）に対し、本部の設置及び非常配備を通知する。</td><td>2　警戒・非常配備体制の活動要領<br>（１）動員の方法<br>ア　本部事務局長（総務部長）は、本部長の非常配備決定に基づき本部員（各部長）に対し、本部の設置及び非常配備を通知する。</td><td>組織改編に伴う修正（防災危機管理室長→総務部長）（北広島市）<br>※以降、本文中の表記は、同様に修正</td></tr>
</table>

# 北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>理　　由</th></tr>
<tr><td>18</td><td>第３　警戒・非常配備体制<br>２　警戒・非常配備体制の活動要領<br>イ　勤務時間外の伝達系統及び伝達方法<br>図表　伝達系統（勤務時間外）<br> 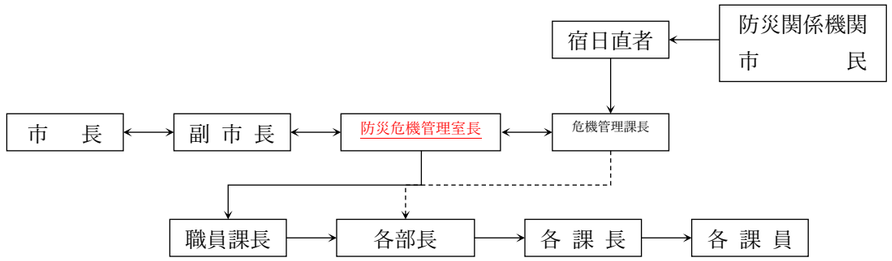 <br></td><td>第３　警戒・非常配備体制<br>２　警戒・非常配備体制の活動要領<br>イ　勤務時間外の伝達系統及び伝達方法<br>図表　伝達系統（勤務時間外）<br> 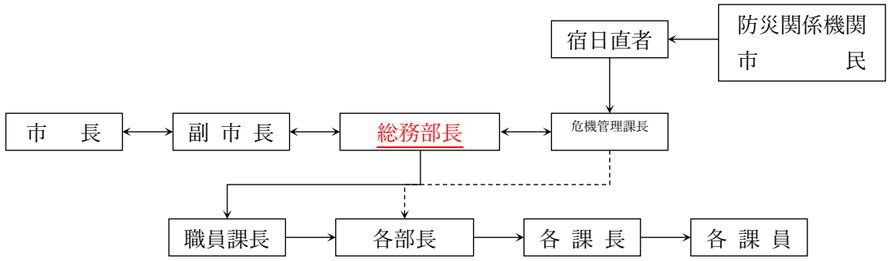 <br></td><td>組織改編に伴う修正（防災危機管理室長→総務部長）（北広島市）</td></tr>
<tr><td>24</td><td>２　キキクル（大雨警報・洪水警報等を補足する情報（危険度分布））等<br><table><tr><th>種　類</th><th>概　　要</th></tr><tr><td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>２　キキクル（大雨警報・洪水警報等を補足する情報（危険度分布））等<br><table><tr><th>種　類</th><th>概　　要</th></tr><tr><td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>不要な文字の削除（北海道）</td></tr>
<tr><td>24～25</td><td>３　水防活動用気象等警報及び注意報<br>水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる特別警報、警報及び注意報により代行される。</td><td>３　水防活動用気象等警報及び注意報<br>水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行される。</td><td>北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>文言修正（気象庁における標準的な記載と整合）<br>（札幌管区気象台）</td></tr>
</table>

# 北広島市地域防災計画(一般災害対策編)新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>理　由</th></tr>
<tr>
<td>28</td>
<td>5　指定河川洪水予報（水防法第 10 条第 2 項）<br><br>（3）伝達系統<br>（3）伝達系統<br>図表　伝達系統<br> 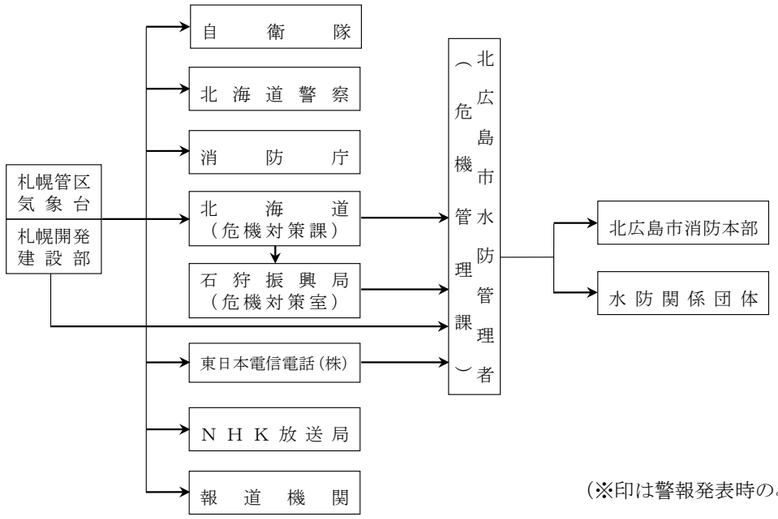 <br><br>（※印は警報発表時のみ）</td>
<td>5　指定河川洪水予報（水防法第 10 条第 2 項）<br><br>（3）伝達系統<br>図表　伝達系統<br> 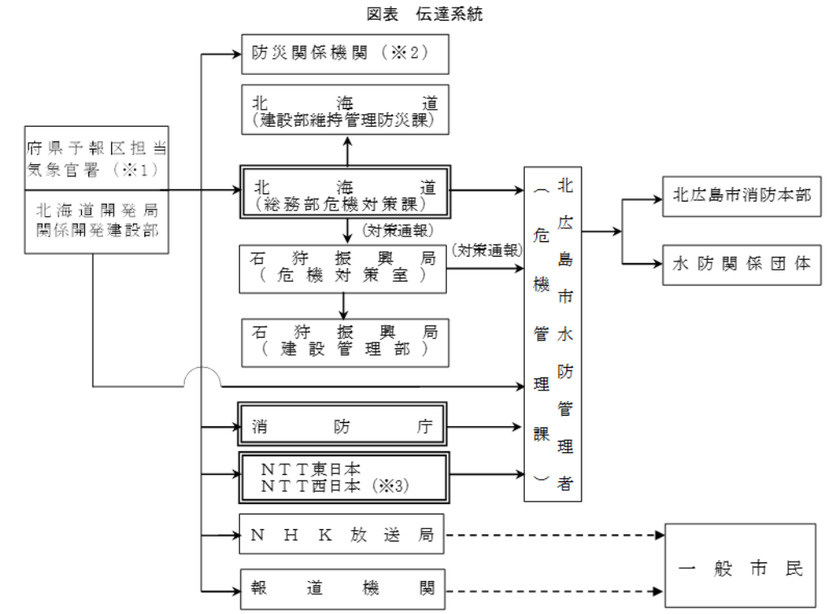 <br><br>（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先<br>----→は、放送<br>（※1）府県予報区担当気象官署：札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、網走、稚内地方気象台<br>（※2）陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察　等<br>（※3）ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</td>
<td>北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>指定河川洪水予報伝達系統図の全部修正<br>・法定伝達先機関と法定伝達先機関以外の記載方法を整理<br>・消防庁から北広島市水防管理者への伝達ルート追加<br>（北海道）<br>（札幌管区気象台）</td>
</tr>
</table>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

| 頁 | 修　　正　　前 | 修　　正　　後 | 理　　由 |
|---|---|---|---|
| 41 | 第４節　相互応援（受援）体制整備計画<br>第３　災害時におけるボランティア活動の環境整備<br>１～４　略<br>（新設） | 第４節　相互応援（受援）体制整備計画<br>第３　災害時におけるボランティア活動の環境整備<br>１～４　略<br>５　市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市内において活動を行う災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強 化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や市域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。<br>６　市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>防災基本計計画を踏まえた修正（北海道） |
| 47 | 第６節　避難体制整備計画<br>第３　指定避難所の確保等<br>２　主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。<br>（１）要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。<br>（２）災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。<br>（３）災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。<br>（新設） | 第６節　避難体制整備計画<br>第３　指定避難所の確保等<br>２　主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。<br>（１）要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。<br>（２）災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。<br>（３）災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。<br>（４）要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。 | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>防災基本計計画を踏まえた修正（北海道） |

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

| 頁 | 修　正　前 | 修　正　後 | 理　由 |
|---|---|---|---|
| 48 | 第４　市における避難計画の策定等<br>３　市の避難計画<br>市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。<br>また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努める。<br>（１）～（４）略<br>（５）指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項<br>ア　給水、給食措置<br>イ　毛布、寝具等の支給<br>ウ　衣料、日用必需品の支給<br>エ　暖房及び燃料の確保<br>オ　負傷者に対する応急救護 | 第４　市における避難計画の策定等<br>３　市の避難計画<br>市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。<br>また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努める。<br>（１）～（４）略<br>（５）指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項<br>ア　給水、給食措置<br>イ　毛布、寝具等の支給<br>ウ　衣料、日用必需品の支給<br>エ　冷暖房及び燃料の確保<br>オ　負傷者に対する応急救護 | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>国の通知（「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について」（令和５年７月12日付け政府防第2842号、消防災第131号））における、避難所における冷暖房の充実強化を踏まえた修正<br>（北海道） |
| 50 | 第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画<br>第１　安全対策<br>１　市の対策<br>市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。 | 第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画<br>第１　安全対策<br>１　市の対策<br>市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。 | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>防災基本計計画を踏まえた修正<br>（北海道） |
| 51 | （７）個別避難計画の作成<br>市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。 | （７）個別避難計画の作成<br>市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合において | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>防災基本計計画を踏まえた修正<br>（北海道） |

# 島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>理　由</th></tr>
<tr><td>51</td><td></td><td>も、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</td><td>※前項の続き</td></tr>
<tr><td>52</td><td>（８）避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供<br>市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</td><td>（８）避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供<br>市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。<br>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</td><td>北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>防災基本計計画を踏まえた修正<br>（北海道）</td></tr>
<tr><td>65</td><td>第 15 節　土砂災害予防計画<br>第１　現況<br>市内には、北海道が当時の建設省の通達に基づき調査を行った土砂災害危険箇所並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年５月８日法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害危険箇所が５７箇所あり、そのうち北海道が指定している土砂災害警戒（特別警戒）区域が５１（３７）箇所ある。<br><br>１　土砂災害危険箇所数（資料４－２,13－２）<br><br>図表　土砂災害危険箇所数<br><table><tr><th>土砂災害形態区分</th><th>該当箇所数</th></tr><tr><td>土石流危険渓流</td><td>３０箇所</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊危険箇所</td><td>２７箇所</td></tr><tr><td>地滑り危険箇所</td><td>０箇所</td></tr><tr><td>計</td><td>５７箇所</td></tr></table></td><td>第 15 節　土砂災害予防計画<br>第１　現況<br>市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年５月８日法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒（特別警戒）区域が５１（３７）箇所ある。</td><td>内容の見直し修正・削除<br>（北広島市）</td></tr>
</table>

# 北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>理　由</th></tr>
<tr><td>65</td><td>2　土砂災害警戒（特別警戒）区域数（資料４－３,13－３）<br><br>図表　土砂災害警戒（特別警戒）区域数<br><table><tr><th>土砂災害形態区分</th><th>警戒区域箇所数</th><th>特別警戒区域箇所数</th></tr><tr><td>急傾斜地の崩壊</td><td>２５箇所</td><td>２５箇所</td></tr><tr><td>土石流</td><td>２６箇所</td><td>１２箇所</td></tr></table><br>資料編〔災害危険箇所〕　・土砂災害危険箇所（資料４－２）<br>・土砂災害警戒（特別警戒）区域（資料４－３）<br>〔図　　面〕　・土砂災害危険箇所図（資料 13－２）<br>・洪水・土砂災害ハザードマップ（資料 13－３）</td><td>土砂災害警戒（特別警戒）区域数（資料４－３,13－３）<br><br>図表　土砂災害警戒（特別警戒）区域数<br><table><tr><th>土砂災害形態区分</th><th>警戒区域箇所数</th><th>特別警戒区域箇所数</th></tr><tr><td>急傾斜地の崩壊</td><td>２５箇所</td><td>２５箇所</td></tr><tr><td>土石流</td><td>２６箇所</td><td>１２箇所</td></tr></table><br>資料編〔災害危険箇所〕　・土砂災害警戒（特別警戒）区域（資料４－３）<br>〔図　　面〕　・洪水・土砂災害ハザードマップ（資料 13－３）</td><td>内容の見直し修正・削除<br>（北広島市）</td></tr>
<tr><td>66</td><td>第２　予防対策<br>５　土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定する。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所に発令することを基本とする。</td><td>第２　予防対策<br>５　土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定する。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所に発令することを基本とする。</td><td>北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>現状の運用にあわせた文言の追記や修正<br>（札幌管区気象台）</td></tr>
<tr><td>84</td><td>第３節　災害広報・情報提供計画<br>第１　災害広報及び情報等の提供の方法<br>２　市が行う広報<br>（１）災害情報等の収集方法<br>災害情報等の収集については、「本章 第１節 災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法による。<br>ア　企画財政部広報記録班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集<br>イ　企画財政部広報記録班による報道機関その他防災関係機関への取材による資料の収集<br>ウ　その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集</td><td>第３節　災害広報・情報提供計画<br>第１　災害広報及び情報等の提供の方法<br>２　市が行う広報<br>（１）災害情報等の収集方法<br>災害情報等の収集については、「本章 第１節 災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法による。<br>ア　企画部広報記録班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集<br>イ　企画部広報記録班による報道機関その他防災関係機関への取材による資料の収集<br>ウ　その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集</td><td>組織改編に伴う修正（企画財政部→企画部）（北広島市）<br>※P145 についても同様に修正</td></tr>
</table>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

| 頁 | 修　正　前 | 修　正　後 | 理　由 |
|---|---|---|---|
| 84 | 第３節　災害広報・情報提供計画<br>第１　災害広報及び情報等の提供の方法<br>２　市が行う広報<br>（２）災害情報等の発表及び広報の方法<br>ア　発表責任者<br>災害情報等の発表及び広報は、本部長（市長）の承認を得て、企画財政部長がこれに当たる。<br>（３）災害情報速報の作成及び活用<br>企画財政部長（本部事務局情報広報班）は、報告・通報及び広報活動の効率的な実施のため、取りまとめ報及び災害情報速報（別記第６号様式）を作成し、活用を図る。 | 第３節　災害広報・情報提供計画<br>第１　災害広報及び情報等の提供の方法<br>２　市が行う広報<br>（２）災害情報等の発表及び広報の方法<br>ア　発表責任者<br>災害情報等の発表及び広報は、本部長（市長）の承認を得て、企画部長がこれに当たる。<br>（３）災害情報速報の作成及び活用<br>企画部長（本部事務局情報広報班）は、報告・通報及び広報活動の効率的な実施のため、取りまとめ報及び災害情報速報（別記第６号様式）を作成し、活用を図る。 | 組織改編に伴う修正（企画財政部長→企画部長）（北広島市） |
| 94 | 第４節　避難対策計画<br>第８　避難場所<br>３　指定避難所の開設<br>（６）市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災危機管理室と保健福祉部が連携して、必要な場合にはホテル等の活用を含めて検討するよう努める。 | 第４節　避難対策計画<br>第８　避難場所<br>３　指定避難所の開設<br>（６）市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務部と保健福祉部が連携して、必要な場合にはホテル等の活用を含めて検討するよう努める。 | 組織改編に伴う修正（防災危機管理室廃止）（北広島市） |

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

| 頁 | 修　　正　　前 | 修　　正　　後 | 理　　由 |
|---|---|---|---|
| 94 | 第４節　避難対策計画<br>第８　避難場所<br>４　指定避難所の運営管理等<br>指定避難所の運営管理は、関係機関の協力のもと市が適切に行う。<br>この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。<br>また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 | 第４節　避難対策計画<br>第８　避難場所<br>４　指定避難所の運営管理等<br>指定避難所の運営管理は、関係機関の協力のもと市が適切に行う。<br>この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。<br>また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。 | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>防災基本計計画を踏まえた修正（北海道） |
| 95 | 第８　避難場所<br>４　指定避難所の運営管理等<br>（８）市は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保険関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、ＮＰＯ、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 | 第８　避難場所<br>４　指定避難所の運営管理等<br>（８）市は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保険関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、ＮＰＯ、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>防災基本計計画を踏まえた修正（北海道） |

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

| 頁 | 修　　正　　前 | 修　　正　　後 | 理　　由 |
|---|---|---|---|
| 96 | 第８　避難場所<br>４　指定避難所の運営管理等<br>（17）市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災危機管理室と保健福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 | 第８　避難場所<br>４　指定避難所の運営管理等<br>（17）市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務部と保健福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 | 組織改編に伴う修正（防災危機管理室廃止）（北広島市） |
| 123 | 第 13 節　交通応急対策計画<br>第１　交通応急対策の実施<br>発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 | 第 13 節　交通応急対策計画<br>第１　交通応急対策の実施<br>発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。<br>道路啓開については、北海道道路啓開計画【第２版】（令和４年１２月　北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。 | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>本文中に記載の「道路啓開等の計画」が策定されたため、当該計画に準拠し対策実施することを新たに記載<br>（北海道） |
| 125<br>～<br>126 | 第３　緊急輸送のための交通規制<br>２　緊急通行車両の確認手続<br>（５）事前届出制度の普及等<br>市、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。 | 第３　緊急輸送のための交通規制<br>２　緊急通行車両の確認手続<br>（５）発災前確認手続の普及等<br>市、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図る。 | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>事前届出制度が廃止され、発災前においても緊急通行車両の確認手続を実施することが可能になったことによる修正<br>（北海道）<br>（北海道警察本部） |

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

| 頁 | 修　正　前 | 修　正　後 | 理　由 |
|---|---|---|---|
| 129 | 第 14 節　輸送計画<br>第２　輸送の方法<br>１　北広島市<br>（３）空中輸送<br>陸上輸送のすべてが不可能な事態となった緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、「本章 第８節 ヘリコプター等活用計画」及び「本章 第６節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行う。（資料 13－７参照） | 第 14 節　輸送計画<br>第２　輸送の方法<br>１　北広島市<br>（３）空中輸送<br>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、「本章 第８節 ヘリコプター等活用計画」及び「本章 第６節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行う。（資料 13－７参照） | 国の通知（「地域防災計画における航空機等の輸送に係る記載の見直しについて」（令和６年１月 30 日付け消防災第 14 号））における、ヘリコプターの積極的な活用を踏まえた修正<br>（北広島市） |
| 131 | 第 15 節　食料供給計画<br>第２　食料の供給<br>１　食料の調達<br>（１）北広島市<br>21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第４章Ⅰ第 11 の規定により、農林水産省農林局長（以下「農林局長」という。）<br>（２）北海道<br>21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第４章Ⅰ第 11 の規定により、農林局長から災害救助用米穀を確保し、市に供給するとともに、その受領方法等について指示する。 | 第 15 節　食料供給計画<br>第２　食料の供給<br>１　食料の調達<br>（１）北広島市<br>21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第４章Ⅰ第 11 の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）<br>（２）北海道<br>21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第４章Ⅰ第 11 の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、市に供給するとともに、その受領方法等について指示する。 | 組織改編に伴う修正（農林局→農産局）<br>（農林水産省） |
| 134 | 第 16 節　給水計画<br>水道施設が被災し、水道管路による給水が困難になったときの飲料水等の供給及び水道施設等の応急復旧については、本計画の定めるところによる。 | 第 16 節　給水計画<br>水道施設が被災し、水道管路による給水が困難になったときの飲料水等の供給及び水道施設等の応急復旧については、本計画及び北広島市水道事業災害対策計画の定めるところによる。 | 北広島市水道事業対策計画の追加<br>（北広島市） |
| 134 | 第２　給水の実施<br>１　給水の方法<br>（２）応急給水栓による給水<br>常設応急給水栓に加え、消火栓を利用した応急給水栓を適宜設置し、給水する。<br>なお、常設応急給水栓の設置箇所は以下のとおりである。<br>・　北広島市総合体育館（共栄）敷地内<br>・　広葉交流センター（広葉町）敷地内<br>・　北広島団地地域サポートセンターともに（緑陽町）前 | 第２　給水の実施<br>１　給水の方法<br>（２）応急給水栓による給水<br>常設応急給水栓に加え、消火栓を利用した応急給水栓を適宜設置し、給水する。<br>なお、常設応急給水栓の設置箇所は以下のとおりである。<br>・　広葉交流センター（広葉町）敷地内<br>・　北広島団地地域サポートセンターともに（緑陽町）前 | 消火栓に役割を継承し、常設応急給水機能は現在ないため「北広島市総合体育館（共栄）敷地内」を削除<br>（北広島市） |

# 北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>理　由</th></tr>
<tr><td>135</td><td>4　給水施設等の現状<br>（１）給水資機材　（R１．10現在）<br><table><tr><th>品　名</th><th>保管場所</th><th>数　量</th><th>備　考</th></tr><tr><td>給水タンク</td><td>水道管理センター</td><td>４基</td><td>0.5m³×１基、1.5m³×１基、2.0m³×２基</td></tr><tr><td>仮設水槽</td><td>水道管理センター</td><td>10基</td><td>SUS製1.0m³×５基、PVC製1.0m³×５基</td></tr><tr><td>応急給水袋</td><td>水道管理センター</td><td>5,700袋</td><td>６ℓ袋及び10ℓ袋</td></tr></table></td><td>4　給水施設等の現状<br>（１）給水資機材　（R6．10現在）<br><table><tr><th>品　名</th><th>保管場所</th><th>数　量</th><th>備　考</th></tr><tr><td>給水タンク</td><td>水道管理センター</td><td>４基</td><td>0.5m³×１基、1.5m³×１基、2.0m³×２基</td></tr><tr><td>仮設水槽</td><td>水道管理センター<br>及び配水池</td><td>10基</td><td>SUS製1.0m³×５基、PVC製1.0m³×５基</td></tr><tr><td>応急給水袋</td><td>水道管理センター<br>及び竹山配水池</td><td>11,660袋</td><td>６ℓ袋</td></tr></table></td><td>給水資機材の状況について令和６年10月の情報に修正<br>（北広島市）</td></tr>
<tr><td>140</td><td>第19節　電力施設災害応急計画<br>第１　電力施設の状況<br>１　本市に該当する北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおりである。</td><td>第19節　電力施設災害応急計画<br>第１　電力施設の状況<br>１　本市に該当する北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設の状況は、次のとおりである。</td><td>北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>文言の修正<br>（北海道）</td></tr>
<tr><td>144</td><td>第21節　上下水道施設対策計画<br>災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。<br>第１　上水道<br>１　応急復旧<br>大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておく。<br>また、災害時、水道部給水班は、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、市民に対する水道水の供給に努める。<br>（１）略<br>（２）略<br>（３）被害状況により他市町村等への支援を検討する。<br>なお、支援が必要な場合には、本部と協議を行い、他市町村への要請は本部が行う。<br><br>資料編〔応急・復旧〕<br>・災害時等における応急給水及び応急復旧の協力に関する協定書（資料11－２）<br>・日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会災害時相互応援に関する協定（資料11－３）<br>（追加）</td><td>第21節　上下水道施設対策計画<br>災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。<br>第１　上水道<br>１　応急復旧<br>大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておく。<br>また、災害時、水道部上下水道班は、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、市民に対する水道水の供給に努める。<br>（１）略<br>（２）略<br>（３）被害状況により他市町村等への支援を検討する。<br>なお、支援が必要な場合には、本部で協議を行い、他市町村への要請は本部が行う。<br><br>資料編〔応急・復旧〕<br>・災害時等における応急給水及び応急復旧の協力に関する協定書（資料11－２）<br>・日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会災害時相互応援に関する協定（資料11－３）<br>・災害時における技術支援に関する協定書（資料11－4）</td><td>給水班や→上下水道班に修正<br><br>（３）「本部と」→「本部で」に文言の修正<br><br>資料編〔応急・復旧〕に新たに協定内容追加<br>（北広島市）</td></tr>
</table>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

| 頁 | 修　正　前 | 修　正　後 | 理　由 |
|---|---|---|---|
| 144 | 第２　下水道<br>１　応急復旧<br>下水道管理者は、災害時における下水道施設の被害に対し、雨水・汚水の疎通に支障のないよう排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておく。また、災害時、水道部下水道班は、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。<br>（１）略<br>（２）略<br>（３）被害状況により他市町村等への支援を検討する。<br>なお、支援が必要な場合には、本部と協議を行い、他市町村への要請は本部が行う。<br>（４）略<br>（５）略 | 第２　下水道<br>１　応急復旧<br>下水道事業者、災害時における下水道施設の被害に対し、雨水・汚水の疎通に支障のないよう排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておく。また、災害時、水道部上下水道班は、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。<br>（１）略<br>（２）略<br>（３）被害状況により他市町村等への支援を検討する。<br>なお、支援が必要な場合には、本部で協議を行い、他市町村への要請は本部が行う。<br>（４）略<br>（５）略<br><br>資料編〔応急・復旧〕<br>・災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（資料 11－５）<br>・災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定（資料 11－６） | 下水道管理者→下水道事業者へ修正（※上水道と表現を統一するため）<br><br>下水道班→上下水道班に修正<br><br>（３）「本部と」→「本部で」に文言の修正<br><br>資料編〔応急・復旧〕に新たに協定内容追加<br>（北広島市） |
| 146 | 第２２節　応急土木対策計画<br>第１　災害の原因及び被害種別<br><br>２　被害種別<br>道路路体の地形地盤の変動及び崩壊<br>盛土及び切土法面の崩壊<br>道路上の崩土堆積<br>トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害<br>河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害<br>河川、砂防えん堤の埋塞<br>砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害<br>下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害 | 第２２節　応急土木対策計画<br>第１　災害の原因及び被害種別<br><br>２　被害種別<br>道路路体の地形地盤の変動及び崩壊<br>盛土及び切土法面の崩壊<br>道路上の崩土堆積<br>トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害<br>河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害<br>河川、砂防えん堤の埋塞<br>砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害 | 第21節　上下水道施設対策計画に上下水道の応急復旧対策の記載があることから削除<br>（北広島市） |
| 172 | 第４　救助の実施と種類<br>１　救助の実施と種類<br>知事は、救助法を適用した市に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。<br>なお、知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。 | 第４　救助の実施と種類<br>１　救助の実施と種類<br>知事は、救助法を適用した市に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。<br>なお、知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。 | 事項の説明参照 |

# 北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>理　由</th></tr>
<tr>
<td>173</td>
<td>
（1） 災害が発生した場合
<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>実施期間</th><th>実施者区分</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>7日以内</td><td>市・日赤道支部</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>20日以内に着工<br>建設工事完了後3か月以内<br>※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能</td><td>対象者、対象箇所の選定～市<br>設置～道<br>（ただし、委任したときは市）</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>7日以内</td><td>市</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>7日以内</td><td>市</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>10日以内</td><td>市</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>14日以内</td><td>医療班～道・日赤道支部<br>（ただし、委任したときは市）</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>分娩の日から7日以内</td><td>医療班～道・日赤道支部<br>（ただし、委任したときは市）</td></tr>
<tr><td>災害にあった者の救出</td><td>3日以内</td><td>市</td></tr>
<tr><td>住宅の応急修理</td><td>3か月以内<br>（国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）</td><td>市</td></tr>
<tr><td>学用品の給与</td><td>教科書等　1か月以内<br>文房具等　15日以内</td><td>市</td></tr>
<tr><td>埋葬</td><td>10日以内</td><td>市</td></tr>
<tr><td>遺体の捜索</td><td>10日以内</td><td>市</td></tr>
<tr><td>遺体の処理</td><td>10日以内</td><td>市・日赤道支部</td></tr>
<tr><td>障害物の除去</td><td>10日以内</td><td>市</td></tr>
</table>
注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。<br>
（2）災害が発生するおそれがある場合
<table>
<tr><th>災害の種類</th><th>実施期間</th><th>実施者区分</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</td><td>市</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>主な対象者</th><th>実施者区分</th></tr>
<tr><td>避難所の設置（供与）</td><td>・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者<br>・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者</td><td>市・日赤道支部<br>市</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>対象者、対象箇所の選定～市<br>設置～道<br>（ただし、委任したときは市）</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>市</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>災害のために現に飲料水を得ることができない者</td><td>市</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>市</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>災害により医療の途を失った者</td><td>救護班～道・日赤道支部<br>（ただし、委任したときは市）</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者</td><td>救護班～道・日赤道支部<br>（ただし、委任したときは市）</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者</td><td>市</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など</td><td>市</td></tr>
<tr><td>学用品の給与</td><td>災害のため住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）</td><td>市</td></tr>
<tr><td>埋葬</td><td>災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給</td><td>市</td></tr>
<tr><td>遺体の捜索</td><td>災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する</td><td>市</td></tr>
<tr><td>遺体の処理</td><td>災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする</td><td>市・日赤道支部</td></tr>
<tr><td>障害物の除去</td><td>半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者</td><td>市</td></tr>
</table>
</td>
<td>
北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>
救助の種類等の表の記載方法の変更や文言修正、体裁整理<br>
（北海道）
</td>
</tr>
</table>

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>理　由</th></tr>
<tr><td>173</td><td>2　救助に必要とする措置<br>知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施し、同法第５条、第６条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。</td><td>2　救助の程度、方法及び期間<br>災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第１２条によるものとする。<br>なお、災害救助法施行細則第１２条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。<br>3　救助に必要とする措置<br>知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施し、同法第５条、第６条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。</td><td></td></tr>
<tr><td>177</td><td>第７章　事故災害対策計画<br>第１節　航空災害対策計画<br>第３　災害応急対策<br>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。<br>1　情報通信<br>（1）情報通信連絡系統<br>イ　発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）<br>図表　情報通信連絡系統<br> 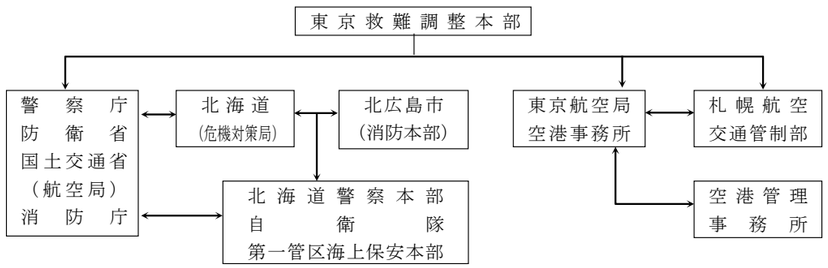 <br><br>（注）　救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。</td><td>第７章　事故災害対策計画<br>第１節　航空災害対策計画<br>第３　災害応急対策<br>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。<br>1　情報通信<br>（1）情報通信連絡系統<br>イ　発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）<br>図表　情報通信連絡系統<br> 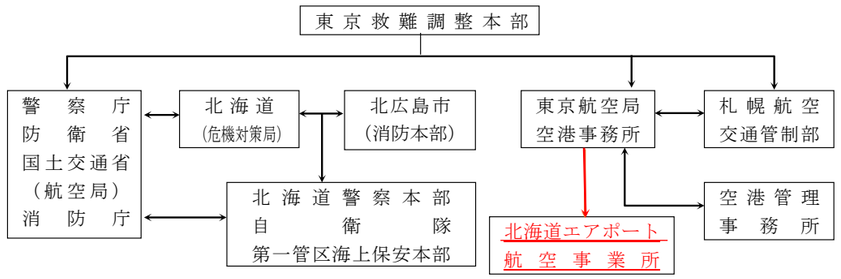 <br><br>（注）　救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。</td><td>北海道地域防災計画との整合により北海道エアポート航空事業所を追加<br>（北広島市）</td></tr>
</table>

# 北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

| 頁 | 修　　正　　前 | 修　　正　　後 | 理　　由 |
|---|---|---|---|
| 189 | 第４節　道路災害対策計画<br>第４　高速自動車国道事故等対策<br>１　事故発生通報<br><br>図表　事故発生通報連絡系統<br> 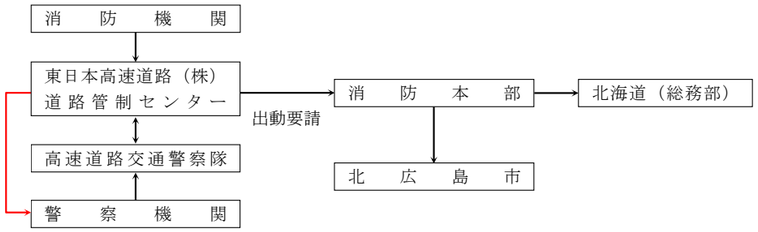 <br> | 第４節　道路災害対策計画<br>第４　高速自動車国道事故等対策<br>１　事故発生通報<br><br>図表　事故発生通報連絡系統<br> 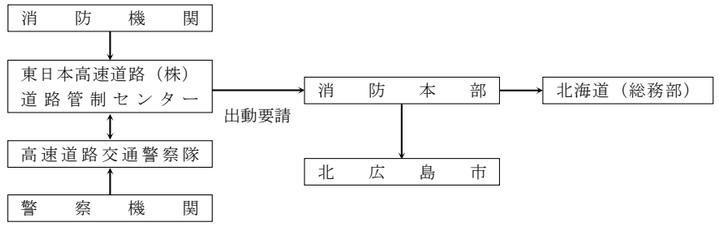 <br> | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>報系統を実態にあわせて修正<br>（北海道警察本部） |
| 199 | 第５節　大規模な火事災害対策計画<br>第３　災害応急対策<br>１　情報通信<br><br>図表　情報通信連絡系統<br> 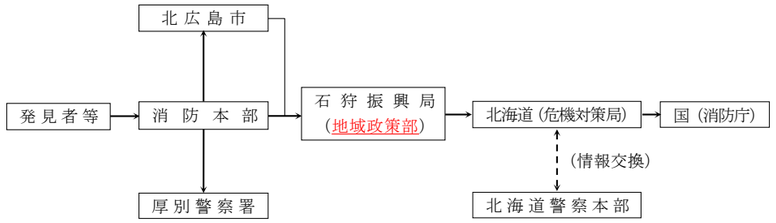 <br> | 第５節　大規模な火事災害対策計画<br>第３　災害応急対策<br>１　情報通信<br><br>図表　情報通信連絡系統<br> 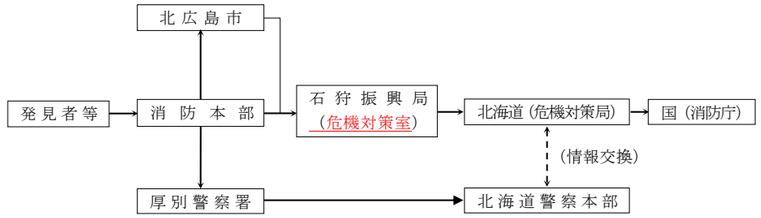 <br> | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>道の組織機構改正に伴う修正<br>（地域創成部→危機対策室）<br>（北海道） |
| 203 | 第６節　林野火災対策計画<br>第２　予防対策<br>１　実施事項<br>（５）北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者<br>北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者は、危険期間中、林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法を確立等し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。 | 第６節　林野火災対策計画<br>第２　予防対策<br>１　実施事項<br>（５）北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者<br>北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法を確立等し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。 | 北海道地域防災計画との整合により文言の修正<br>（北広島市） |

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

| 頁 | 修　正　前 | 修　正　後 | 理　由 |
|---|---|---|---|
| 205 | 第３　応急対策<br>１　情報通信<br> 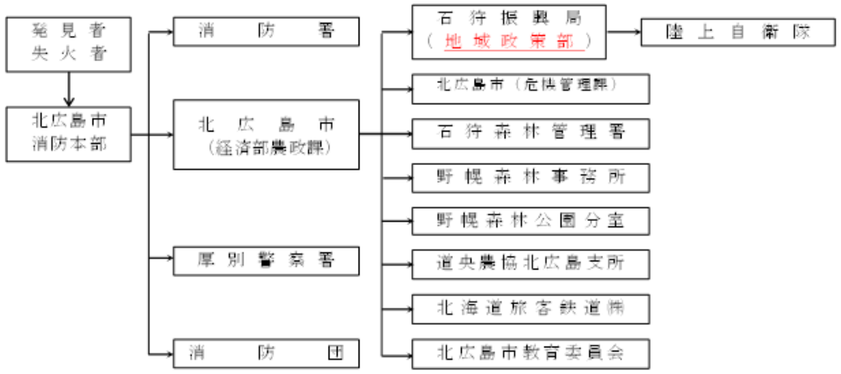 <br> | 第３　応急対策<br>１　情報通信<br> 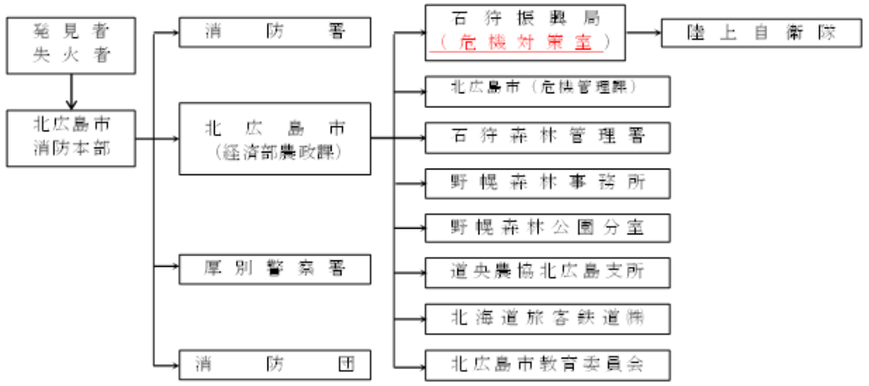 <br> | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>道の組織機構改正に伴う修正<br>（地域創成部→危機対策室）<br>（北海道） |
| 214 | 第８章　災害復旧・被災者援護計画<br><br>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる | 第８章　災害復旧・被災者援護計画<br><br>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>防災基本計画の修正を踏まえた修正<br>（北海道）<br>（北海道社会福祉協議会） |
| 214 | 第１節　災害復旧計画<br>第２　復旧事業計画の概要<br>公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。<br>１　公共土木施設災害復旧事業計画<br>（１）河川<br>（２）砂防設備<br>（３）林地荒廃防止施設<br>（４）地すべり防止施設<br>（５）急傾斜地崩壊防止施設<br>（６）道路<br>（新設）<br>（７）下水道<br>（８）公園 | 第１節　災害復旧計画<br>第２　復旧事業計画の概要<br>公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。<br>１　公共土木施設災害復旧事業計画<br>（１）河川<br>（２）砂防設備<br>（３）林地荒廃防止施設<br>（４）地すべり防止施設<br>（５）急傾斜地崩壊防止施設<br>（６）道路<br>（７）水道<br>（８）下水道<br>（９）公園 | （７）水道の追加修正<br>（北広島市） |

北広島市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

| 頁 | 修　正　前 | 修　正　後 | 理　由 |
|---|---|---|---|
| 215 | 第２　復旧事業計画の概要<br><br>２　農林水産業施設災害復旧事業計画<br>３　都市施設災害復旧事業計画<br>４　上水道災害復旧事業計画<br>５　住宅災害復旧事業計画<br>６　社会福祉施設災害復旧事業計画<br>７　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画<br>８　学校教育施設災害復旧事業計画<br>９　社会教育施設災害復旧事業計画<br>10　その他災害復旧事業計画 | 第２　復旧事業計画の概要<br><br>２　農林水産業施設災害復旧事業計画<br>３　都市施設災害復旧事業計画<br>４　住宅災害復旧事業計画<br>５　社会福祉施設災害復旧事業計画<br>６　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画<br>７　学校教育施設災害復旧事業計画<br>８　社会教育施設災害復旧事業計画<br>９　その他災害復旧事業計画 | P214 の「１　公共土木施設災害復旧事業計画（７）水道」が追加されたため、「４　上水道災害復旧事業計画」を削除<br>（北広島市） |
| 217 | 第２節　被災者援護計画<br>第２　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供<br>１　被災者台帳の作成<br>（１）市長は、市内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 | 第２節　被災者援護計画<br>第２　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供<br>１　被災者台帳の作成<br>（１）市長は、市内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<br>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>防災基本計画の修正を踏まえた修正<br>（北海道）<br>（北海道社会福祉協議会） |

# 地震災害対策編

北広島市地域防災計画（地震災害対策編）新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>理　由</th></tr>
<tr><td>22</td><td>（３）地震活動に関する解説資料等
<table>
<tr><th>解説資料の種類</th><th>発表基準</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>間地震概況</td><td>・定期（毎週金曜日）</td><td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の地震活動の状況を取りまとめた資料</td></tr>
</table></td><td>（３）地震活動に関する解説資料等
<table>
<tr><th>解説資料の種類</th><th>発表基準</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>間地震概況</td><td>・定期（毎週金曜日）</td><td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料</td></tr>
</table></td><td>北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>気象庁の情報内容の変更に伴い修正（札幌管区気象台）</td></tr>
<tr><td>25～<br>26</td><td>第1　災害情報の収取及び伝達体制の整備<br>1～２（略）<br>（新設）<br>4（略）<br>5（略）</td><td>第１　災害情報の収取及び伝達体制の整備<br>1～２（略）<br>３　道は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災、防犯に関する情報の取得及び緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置及び多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。<br>4（略）<br>5（略）</td><td>北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>防災基本計画の修正を踏まえた修正<br>（北海道）</td></tr>
<tr><td>28</td><td>第４　地震火災対策計画の策定<br>市は、大地震時における火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を策定する。<br>この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。<br><br>1　消防職員等の確保<br>（略）<br>2　消防水利の確保<br>地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・配水池の設置のほか、河川の利用等多角的な方策による消防水利の確保に努める。</td><td>第４　地震火災対策計画の策定<br>市は、大地震時における火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を策定する。<br>この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。<br><br>1　消防職員等の確保<br>（略）<br>2　消防水利の確保<br>地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽の設置のほか、河川の利用等多角的な方策による消防水利の確保に努める。</td><td>配水池を削除<br>実情に合わせた修正<br>（北広島市）</td></tr>
</table>

北広島市地域防災計画（地震災害対策編）新旧対照表

| 頁 | 修　　正　　前 | 修　　正　　後 | 理　　由 |
|---|---|---|---|
| 30 | 第２　下水道<br>一般災害対策編「第５章 第21節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。<br>１　応急復旧<br>下水道管理者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際しては、水道対策部下水道班がこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能への支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。 | 第２　下水道<br>一般災害対策編「第５章 第21節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。<br>１　応急復旧<br>下水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際しては、水道部上下水道班がこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能への支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。 | 下水道管理者→下水道事業者に修正（※上水道と表現を統一するため）<br><br>水道対策部下水道班→水道部上下水道班へ修正<br><br>（北広島市） |
| 33 | 第２　石綿飛散防災対策<br>１　基本方針<br>各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。 | 第２　石綿飛散防災対策<br>１　基本方針<br>各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第３版）」（環境省）に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。 | 北海道地域防災計画修正に伴う整合<br>国（環境省）のマニュアル改訂に伴う改修（北海道） |
| | | | |